

当機構ホームページ（契約に関する情報掲載）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が所
行の契約情報をお知らせするに、ご協力をお願いします。また、ご不明な点については、お問い合わせください。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科省決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出しただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 平成31年度職員定期健康診断等業務 一式
2. 業務場所 山口県下関市永田本町2-7-1
国立研究開発法人 水産研究・教育機構
水産大学校
3. 業務期間 自 平成31年4月1日
至 平成31年9月30日
※健康診断実施予定期間 6月下旬～7月中旬の間の土、日、祝日を
除く連続する3日間
4. 業務内容
労働安全衛生法等の規定により、下記のとおり健康診断を行い、診断結果として健康診断個人票（様式第5号）1部及び健康診断個人票（個人通知用）2部を提出すること。また、40歳以上の者については、**健診結果をXML形式でCD-R等により提出**すること。（提出方法等は別途協議すること。）

健康診断項目

(1) 定期健康診断

- ①診察（既往歴（服薬歴，喫煙歴の問診含む）及び業務歴，自覚症状及び他覚症状の有無の検査）
- ②身長・体重・腹囲の測定，視力の検査，聴力の検査（オーディオメーター1000Hz，4000Hz）
- ③胸部X線検査
- ④血圧の測定
- ⑤貧血検査（血色素量，赤血球数）
- ⑥肝機能検査（GOT，GPT， γ -GTP）
- ⑦血中脂質検査（LDL，HDL，血清トリグリセライド）
- ⑧血糖検査（空腹時血糖）
- ⑨尿検査（尿中の蛋白及び糖の検査）

(2) 胃部X線検査

(3) 大腸ガン検査（便潜血反応検査・2回法）

(4) 喀痰検査

(5) VDT検査

- ①業務歴の調査
- ②既往歴の調査
- ③自覚症状の有無の調査
 - (a) 眼疲労を主とする視器に関する症状
 - (b) 上肢・頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状
 - (c) ストレスに関する症状
- ④眼科学的検査
 - (a) 視力検査 5m視力の検査

- 近目視力の検査（50cm視力又は30cm視力）
（b）近点距離検査
（c）その他医師が必要と認める検査

受診予定者見込み数（前年度実績）

| | |
|------------------------|---------|
| （1）定期健康診断 | 101名 |
| （2）胃部X線検査 | 70名 |
| （3）大腸ガン検査（便潜血反応検査・2回法） | 77名 |
| （4）喀痰検査 | 19名 |
| （5）VDT検査 | 30名（予定） |

受診予定者氏名：受診予定者名簿を健康診断前に請負医療機関へ通知する。

5. 検査 業務完了後、完了報告書を提出し、検査職員の検査を受けるものとする。
6. その他
- （1）本校から請負医療機関に対して健康診断個人票を一時預託した場合には、預託した個人票の保管にあたっては、管理に十分注意すること。
 - （2）正確な診断を行うため、十分な精度管理に努めること。（採血の際の食事時間の問診等）
 - （3）健診用物品（検査機器、ベッド、衝立、消耗品等）及び検診車は請負医療機関で用意すること。
 - （4）健診に必要な人員（医師・看護師・X線技師等）を配置すること。
 - （5）本仕様書は業務の態様を示したもので、詳細事項または疑義が生じる場合は、担当職員と打ち合わせのうえ実施するものとする。

業 務 仕 様 書

1. 件 名

平成31年度学生定期健康診断業務 一式

2. 業務場所

水産大学校（下関市永田本町2-7-1）

体育館及び多目的学生教育棟

3. 業務期間

自 平成31年4月1日

至 平成31年7月31日

4. 健診実施日時

平成31年4月10日（水）及び4月11日（木）の2日間とする。

両日とも開始時刻は12時30分、終了時刻は16時30分とすること。

詳細な受診学生のタイムテーブルは、おって連絡する。

平成31年4月10日（水）及び4月11日（木）に受診できなかった学生を、職員の健診時に実施すること。

5. 業務内容

次の（1）から（7）の健康診断項目について検査を行い、本校保管用診断結果報告書（紙媒体及び電子媒体）及び受診学生用の個人結果票各1部（いずれの帳票にも学籍番号を記載のこと）を提出すること。

なお、報告書及び個人結果票は前年の検査数値を記載したものであること。

検査項目は学年によって異なることに留意すること。

（1）胸部X線検査（DR撮影レントゲン車：2台/日）

（2）視力検査（視力検査器：3台/日）

（3）心電図検査（測定機器：3台/日）

（4）血液検査（GOT・GPT・ γ -GTP・LDL・HDL-C・TG・血糖・末梢血）

（採血ブース：3箇所/日）

（5）尿検査（尿中の蛋白、糖及び潜血の検査：技師1人/日）

(6) 内科検診（既往症、服薬歴、自覚症状、他覚症状の有無：医師1人／日）

※内科検診は、医師2名体制にて実施する。うち1名は本校校医が担当する。

(7) 血圧検査（測定機器：3台／日）

6. 受診予定者数

予定者数及び実施日数は次のとおり。

| | | |
|----------------|---------------|-----|
| (1) 胸部X線検査 | 約900名（対象：全学生） | 2日間 |
| (2) 視力検査 | 約900名（対象：全学生） | 2日間 |
| (3) 心電図検査（10日） | 約200名（対象：1年生） | 1日間 |
| (4) 血液検査（11日） | 約200名（対象：3年生） | 1日間 |
| (5) 尿検査（11日） | 約200名（対象：3年生） | 1日間 |
| (6) 内科検診（11日） | 約200名（対象：3年生） | 1日間 |
| (7) 血圧検査 | 約900名（対象：全学生） | 2日間 |

7. その他

- (1) 正確な診断を行うため、十分な精度管理に努めること。（採血の際の食事時間の問診等）
- (2) 健診用物品（検査機器、ベッド、衝立、消耗品等）及び検診車は請負者が用意すること。
- (3) 健診に必要な人員（医師・看護師・X線技師等）を配置すること。請負者が受付をする場合は2名以上を配置すること。
- (4) 身長・体重測定器（身長計付き体重計）を2台用意すること。（2日間）
- (5) 個人情報保護の観点からデータ管理には十分注意し、第三者に漏らさないこと。
- (6) 本件業務完了後、「完了報告書」を提出し、本校検査職員の確認を受けること。
- (7) 精密検査を要する学生にかかる詳細データ（フィルム、心電図及び医師の所見）を貸し出すこと。
- (8) 検体ラベル等の作成資料として、受診予定学生名簿（学籍番号付き）を健診実施日の7日前までに本校から通知するものとする。
- (9) 本仕様書は業務の態様を示したものであり、詳細事項または疑義が生じた場合は、担当職員と打ち合わせのうえ実施すること。

以 上